

産業廃棄物処理計画書（福岡市条例）関係書類作成要領

令和5年8月改定

福岡市環境局産業廃棄物指導課

産業廃棄物処理計画書（福岡市条例）関係書類作成要領

作成 平成4年4月
直近改定 令和4年4月
今回改定 令和5年8月

1 概要

土木工事、建築工事、その他の工事に伴い発生する産業廃棄物の発生見込量の合計が500立方メートル以上の排出事業場（工事現場）を設置している事業者等については、福岡市の条例・規則によって、工事着手の15日前までに産業廃棄物処理計画書を市長に提出することが義務付けられています。

【根拠規定】

- ・ 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年福岡市条例第26号。以下「福岡市廃棄物処理条例」という。）第23条
- ・ 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成5年福岡市規則第25号）第11条、第12条

2 提出書類

排出事業者等は、次に掲げる書類について、3（提出期限・方法）に従って、各々提出してください。

(1) 産業廃棄物処理計画書（福岡市条例）

- ① 産業廃棄物処理計画書（福岡市条例）チェックシート
※ チェックシートが添付されていない場合は、受け付けることができません。
- ② 産業廃棄物処理計画書（福岡市条例）【様式1】
- ③ 産業廃棄物発生見込量【様式2】
- ④ 工事工程表
- ⑤ 位置図
 - ア 現場の位置図（概ね500m範囲内）
 - イ 敷地図（車両進入口、現場事務所等を明示したもの）
- ⑥ 設計図面等
 - ア 建築物等の平面図、立面図、断面図（各1枚）
※ 解体工事にて図面が存在しない場合は、写真でも可。
 - イ 杭伏図、杭リスト（杭工事を施工する場合）
- ⑦ 産業廃棄物処理フロー図
産業廃棄物の種類ごとの処理の流れが分かるもの
- ⑧ 産業廃棄物処理委託契約書（写）
収集運搬、処分それぞれの委託契約書の写し

- ⑨ 受託業者の許可証（写）
収集運搬業、処分業それぞれの許可証の写し

(2) 産業廃棄物処理実績報告書（福岡市条例）

- 産業廃棄物処理実績報告書（福岡市条例）【様式3】
産業廃棄物処理の委託業者に変更（追加等）があった場合は、変更後の委託契約書（写）、受託業者の許可証（写）を添付し提出のこと。
なお、今回提出する実績報告に係るマニフェストの集計表を作成している場合は、これも併せて提出願います。

3 提出期限・方法

(1) 提出期限

- ① 産業廃棄物処理計画書（福岡市条例）… 工事着手の15日前まで^{※1}

※1 提出期限を超過して提出することとなった場合は、この計画書に加えて別途「遅延理由書」（様式自由）の提出が必要となりますので、ご注意ください。

《よくある質問》

Q 届出は工事着手の15日前までとあるが、工事着手とはどの時点のことを指すのか？

A 工事現場で新築・解体等の工事を実際始める日であり、新築・解体等の工事のための仮設が必要な場合は仮設工事を始める日である。（処理計画書における工事着手の日の記載は、工事請負契約書等に記載されている工期どおりに記載しなくてよい。）

また、現場での除草などの準備工については、工事着手の日に含めなくてもよい。

- ② 産業廃棄物処理実績報告書（福岡市条例）… 工事終了後

(2) 提出方法

電子メールまたは窓口（紙提出）

※ 電子メールでの提出を原則としております。ご協力ください。

※ 提出にあたっては、上記2(1)①のチェックシートにより、②から⑨までの書類が揃っているかを確認のうえ提出してください。

① 電子メールによる提出方法

電子メールの方法による提出は、次の要領に従い提出（送信）してください。

なお、書類受付後は、提出された【様式1】に、受付印を押印し受付番号を付して、PDFデータにて返送（返信）します。（返送書類は様式1のみ。）

ア ファイル形式

(ア) 様式1、様式2、様式3 ⇒ エクセル

(イ) その他の書類 ⇒ PDF

※ データ容量が大きい場合は、数回に分けて提出（送信）してください。1通あたりの容量上限の目安は、約13MBとなります。

※ ファイル転送サービスやオンラインストレージを利用してデータ送信される場合は、福岡市のセキュリティに関する閲覧制限により、受信確認できないことがありますので、予めご了承願います。

なお、これまで本市が閲覧制限により受信確認できなかったWEBサービスは、具体的には「データ便、ギガファイル便、おくりん坊、ファイアストレージ、グーグルドライブ」ですので、このWEBサービスで送信（提出）される場合は特にご注意ください。

イ メール件名

(ア) 初回提出メール送信時

⇒ 【元請業者名】産業廃棄物処理計画書（福岡市条例）

(イ) 追加書類提出メール送信時

⇒ 【受付番号】産業廃棄物処理計画書（福岡市条例）

※ 例えば、令和5年度に提出した計画書の受付番号が「05-7001」であった場合は、「【05-7001】産業廃棄物処理計画書（福岡市条例）」と記載。

② 紙による（窓口での）提出方法

やむを得ず、窓口で紙により直接提出^{※2}される場合は、正副2部提出^{※3}してください。

※2 フラットファイル、インデックスは不要です。

※3 書類受付後は、提出された【様式1】の副本に、受付印を押印し受付番号を付して返却します。（返却書類は様式1のみ。）

4 提出先・問い合わせ先

福岡市環境局 産業廃棄物指導課 排出指導係

E-mail syorikeikakusyo_jyourei@city.fukuoka.lg.jp

TEL 092-711-4303

5 その他

(1) 建設廃棄物・建設汚泥の自ら利用について

産業廃棄物である建設廃棄物（がれき類・木くず）、建設汚泥を排出事業場（工事現場）内で適正に中間処理し資材として有効活用する場合は、事前に産業廃棄物指導課と協議を行っていただき、その内容を反映させたいうえで「産業廃棄物処理計画書（福岡市条例）」を提出していただく必要がありますので、次のURLのホームページでご確認ください。

なお、この事前協議の内容によっては、別途「自ら利用」事前計画書・利用計画書の提出が必要となります。

① 建設廃棄物の自ら利用に関すること

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/sanhai/hp/sangyouhaikibutu/haisyutujigyousya/023.html>

② 建設汚泥の自ら利用に関すること

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/sanhai/hp/sangyouhaikibutu/haisyutujigyousya/kensetsu.html>

(2) 排出事業場等への立入検査について

産業廃棄物の保管状況、マニフェスト交付状況等の確認のため、福岡市廃棄物処理条例第40条第1項に基づき排出事業場等に立入検査を行います。（事前に連絡はいたしません。）